

墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(延滞金)</p> <p>第5条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限（広域連合条例第17条第1項の規定により徴収猶予の決定があったものについては、当該徴収猶予の期限とする。以下この条において同じ。）後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から<u>3月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときはその端数金額又は全額を切り捨てる。</p> <p>2・3 【略】</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第5条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限（広域連合条例第17条第1項の規定により徴収猶予の決定があったものについては、当該徴収猶予の期限とする。以下この条において同じ。）後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から<u>1月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときはその端数金額又は全額を切り捨てる。</p> <p>2・3 【略】</p>

付 則

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条第1項の規定は、平成22年1月1日以後に同項の納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に同項の納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。